

介護保険の保険料

令和7年度版

大和市介護保険課
HPはこちら▶

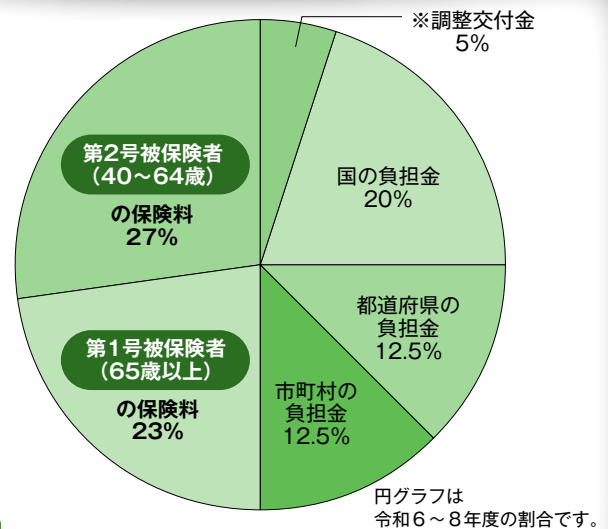


介護保険の財源

介護保険は、高齢になっても安心して暮らせる社会を築くため、介護を社会全体で支えていく制度です。40歳以上の方に納めていただく保険料と公費（国・県・市）で運営される仕組みとなっています。

65歳以上の方も所得に応じた保険料を納めていただくことになります。

誰もが安心して介護保険サービスを利用できるように保険料は必ず納めましょう。



※調整交付金5%は市町村の年齢構成と所得構成等の状況によって変わります。

令和6年度

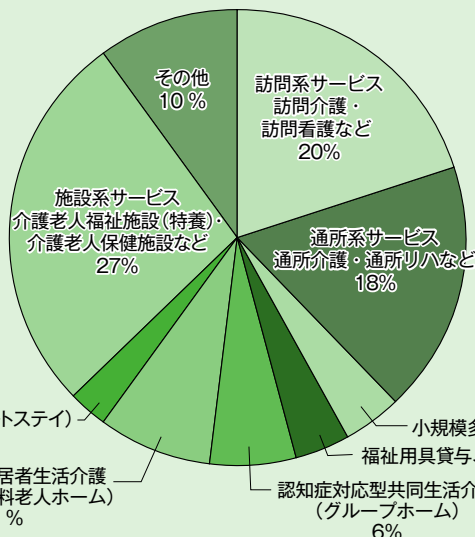
第1号被保険者の保険料 約46億6900万円

●大和市の高齢者数と要介護認定者数の状況

第1号被保険者数(65歳以上) 58,657人 高齢化率23.9% (65歳以上の方の人数／全人口)

前期高齢者 65～74歳			後期高齢者 75歳以上		
人 数	要介護認定者数	割 合	人 数	要介護認定者数	割 合
24,172人	1,165人	4.8%約20.7人に1人	34,485人	10,434人	30.3%約3.3人に1人

令和6年度末現在



●介護サービスの給付額と利用状況 給付額から見た主なサービスの利用割合

令和6年度

介護サービス給付費

約177億円

大和市

令和7年度 65歳以上の方（第1号被保

適用	生活保護受給者	本人非課税									
		世帯非課税			世帯課税						
		年金受給者 老齢福祉	本人の合計所得金額と公的年金等収入金額の合計額								
			80万9千円以下	80万9千円超120万円以下	120万円超	80万9千円以下	80万9千円超	125万円未満	125万円以上210万円未満	210万円以上320万円未満	320万円以上420万円未満



年間保険料	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階
	22,179円 (基準額×0.285) ※	22,179円 (基準額×0.285) ※	37,742円 (基準額×0.485) ※	53,306円 (基準額×0.685) ※	70,038円 (基準額×0.9)	77,820円 (基準額)	85,602円 (基準額×1.1)	93,384円 (基準額×1.2)	116,730円 (基準額×1.5)	132,294円 (基準額×1.7)

※公費による軽減後の年間保険料および保険料率（軽減率 第1・2段階:0.17、第3段階:0.2、第4段階:0.005）

●賦課期日

介護保険料は賦課期日の世帯状況によって算定されますので、賦課期日後の世帯員の異動による保険料の増減はありません。（4月1日現在で65歳を迎えている方の賦課期日は4月1日です。年度途中で65歳になった方は出生日の前日、大和市に転入した方は転入日が賦課期日となります。）

●月割賦課

年度の途中で第1号被保険者になった方は資格を取得した日の属する月から、また、年度の途中で第1号被保険者の資格を喪失した方は資格を喪失した日の属する月の前月分まで、年間保険料をそれぞれの月数に応じて月割り計算した額を納めていただきます。

●課税・非課税

課税・非課税の判定は、令和7年度の市民税で判定を行います。世帯非課税とは同一世帯員全員が非課税の場合であり、課税されている方が同一世帯に一人でもいる場合は世帯課税になります。なお、本人の市民税の課税状況が不明なときは基準額の第6段階、本人以外の世帯員に市民税の課税状況が不明な方がいるときは世帯課税として取り扱います。この場合、市民税の申告を行うことにより保険料額が変更となる場合がありますので、未申告の方は申告をお願いいたします。

●合計所得金額

年金所得、給与所得、不動産所得、配当所得など令和6年1月1日から令和6年12月31日までのご本人の各種所得の合計金額です。社会保険料控除、医療費控除及び株式の譲渡損失などを控除する前の金額です。また土地・建物の売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

*第2～6段階について

- ・「年金収入に係る所得」を控除した金額を用います。
- ・給与所得または公的年金等に係る所得がある場合は、これらの所得金額から10万円を控除します（控除後の額が0円を下回る場合は、0円とします）。

●公的年金等収入金額

市民税の課税の対象になるご本人の年金のことで、老齢年金や退職年金などが該当します。遺族年金や障害年金などは該当しません。

険者) の介護保険料

本人課税

本人の合計所得金額

420万円以上 520万円未満	520万円以上 620万円未満	620万円以上 720万円未満	720万円以上 800万円未満	800万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 1,500万円未満	1,500万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上 2,500万円未満	2,500万円以上 3,500万円未満	3,500万円以上
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
第11段階	第12段階	第13段階	第14段階	第15段階	第16段階	第17段階	第18段階	第19段階	第20段階
147,858円 (基準額×1.9)	163,422円 (基準額×2.1)	178,986円 (基準額×2.3)	186,768円 (基準額×2.4)	210,114円 (基準額×2.7)	241,242円 (基準額×3.1)	280,152円 (基準額×3.6)	299,607円 (基準額×3.85)	334,626円 (基準額×4.3)	404,664円 (基準額×5.2)

●介護保険料の改定(令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))

保険料は3年に一度改定があり、大和市でどのくらいの介護サービス費が必要かなどによって、次の式により基準額が決められます。

基準額

=

介護サービス
費の見込額

×

65歳以上の方
の負担割合

÷

65歳以上の方
の人数

この基準額をもとに、みなさんの所得に応じて保険料が決定されます。

大和市では、高齢化の進展による要介護認定者の増加などに伴う介護サービス供給量の増加により、介護サービス費が今後伸びる見込みであることから、令和6年度～令和8年度までの介護保険料の改定を行いました。

保険料の設定にあたっては、基金を取り崩し保険料額の上昇を抑制しました。

また、保険料の所得段階を20段階に細分化することとともに、低所得者に配慮した公費による軽減を定めました。

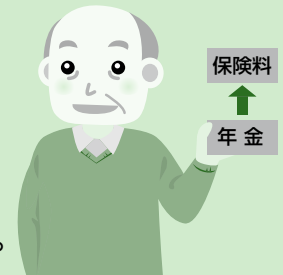
介護保険料については、ホームページや「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」にも掲載しております。なお、「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、市のホームページ、市役所本庁舎、保健福祉センター、学習センター、図書館、コミュニティセンターなどで閲覧できますので、併せてご覧ください。



65歳以上の方（第1号被保険者）の介護

保険料の納め方は特別徴収と普通徴収の2通りに分けられます。※介護保険法の規定により、被保険者

特別徴収 …年金の支給月に天引きされます



○ 対象者

- ・年金が年額18万円以上の方
 - ・①老齢・退職年金、②障害年金、③遺族年金のいずれかを受給している方
- ※複数の年金を受給している場合、天引きされる優先順位は①から③の順です。

○ 年金天引きの開始時期

- ・年金を受給されてから約6ヶ月から1年後に自動的に年金天引きが開始されます。
- ※ご自身で年金天引きのための手続きをしていただく必要はありません。年金天引きが開始されるまでの間は納付書や口座振替等で納めてください。

○ 納付書払い・口座振替等を選択することはできません

- ・介護保険法の規定により、年金天引きの方は他の納付方法を選択することができません。

2月

前年度

4月

6月

8月

仮徴収

10月

12月

2月

本徴収

前年所得が確定する6月に介護保険料の年額を決定します。

そのため、4月、6月、8月の天引き額は前年度の2月と同じ保険料額となります。(仮徴収)

確定した年間保険料額から仮徴収の額を差し引いて3回に分けて納めます。(本徴収)

ただし、仮徴収と本徴収の額に開きがある場合は、確定した年間保険料額から4月、6月分を差し引いて、4回に分けて納めます。(8月、10月、12月、2月)

(例)

仮徴収

前年度2月天引き額

10,000

前年度2月天引き額と同額

10,000

10,000

10,000

年間保険料決定(6月)

80,000

10,000

10,000

15,000

15,000

15,000

15,000

(年間保険料)80,000-(仮徴収額4月、6月)20,000=60,000 60,000÷4回(8月、10月、12月、2月)=15,000

年金が年額18万円以上でも次の場合は、**特別徴収**に切り替わるまで、**一時的に普通徴収**(納付書を使用するか口座振替等)で納めます。

- 年度の途中で65歳になったとき
- 年度の途中で他の市町村から転入したとき
- 年度の途中で所得段階等の区分が変更になったとき
- 年度の途中で年金の受給が始まったとき
- 年金が一時差し止めになった場合

保険料の納め方

自身が納め方を選択することはできません。

普通徴収 ... **特別徴収** 以外の方が納付書を使用するか、
口座振替等で納めます。

○ **対象者**

- ・年金が年額18万円未満の方
- ・特別徴収以外の方（詳しくはP4下部参照）

○ **コンビニで納めることができます**

- ・金融機関や郵便局のほか、お近くのコンビニエンスストアでも保険料が納付できます。納付書をレジまで持参して納めてください。

○ **口座振替を選択することができます**

- ・お申し込みいただいた月の2ヶ月後の納期限分から口座振替が開始されます。口座振替が開始されるまでの間は納付書で納めてください。

例) 6月末までに申込→8月末口座振替開始

○ **自宅にしながらスマホで納めることができます**

- ・各スマホアプリで納付することもできます。アプリのご利用にあたっては、注意事項など最新の情報を大和市ホームページや各アプリの公式サイトでご確認ください。



6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

1月

2月

3月

1期

2期

3期

4期

5期

6期

7期

8期

9期

10期

《納付書で納める方は、口座振替が便利です！》

口座振替にすれば、納めに行く手間が省け、納め忘れもなく安心です。

手続き方法

- ① 介護保険料の納付書、預金通帳、印鑑（通帳届出印）を用意します。
- ② 「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、介護保険課へ郵送してください。

※納期限の日にご指定の口座から介護保険料が引落されます。

40歳～64歳の方の介護保険料

介護保険料は、医療保険料と一括して納めます。その保険料の算定方法は、加入している医療保険によって異なります。

国民健康保険に加入している方

- ・所得、扶養している人の数などから介護保険料を算出し医療保険と合わせて世帯主が納めます。

職場の医療保険に加入している方

- ・給与及び賞与に医療保険組合で定める介護保険料率を乗じて計算します。
- ・扶養している人の数によって保険料は変わりません。扶養されている方が年度の途中で65歳になっても、給与から天引きされる保険料は減額されません。

介護保険は全員加入の社会保障制度です。

介護保険は、高齢者の介護を社会全体で支える制度です。また、病気やけがと同じように、自分が高齢になったときに、いつ介護が必要になるか分かりません。医療保険と同様、自分や家族などが介護されるときに備えての保険ですので、40歳以上の方は全員自動的に加入することになります。介護保険は医療保険と同様、社会保険（公的保険）となります。よって、対象になれば加入することになり、民間保険のように任意に加入・脱退することはできません。誰にでも起こりうることからであることや誰にでも必要となる保険を、国が制度をつくり、市町村などが運営する社会保険制度です。

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料の減免制度

生活が著しく苦しい方、又は災害などにより財産の損失を受けた場合や入院・失業等により収入が著しく減った場合を対象に、介護保険料の減免制度があります。

●生活が著しく苦しい方の場合

1. 申請の目安（次の3つの条件をすべて満たす場合）

- ①介護保険料の段階が第1～4段階で生活保護を受給していない
- ②市民税納税者の扶養となっておらず、同居もしていない
- ③自分の住まい以外の不動産や、一定額以上の預貯金（独居世帯で150万円、1人増えるごとに50万円を加算）などを持っていない

2. 申請・審査

本人又はその家族の申請に基づき、収入・資産（預貯金など）や個別状況を次の必要書類により審査し、世帯全員の収入合計額が生活保護基準未満と判断された場合は減免の対象となります。

3. 申請時必要書類

本人	介護保険被保険者証	
	家賃、地代の支払額が分かるもの	賃貸契約書等
本人および世帯全員	預貯金額が分かるもの	一年前から減免申請日まで記帳した預貯金通帳等
	収入が分かるもの	年金振込通知書 源泉徴収票、確定申告の写し 給与明細等（直近3カ月分）
	障害をお持ちの方は、障害の程度が分かる証明書 （身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等）	

※申請時には窓口にて申請書類（介護保険料減免申請書、収入申告書、資産申告書）をご記入いただきます。

※本人および世帯員の状況により必要書類が異なります。

4. 減免後の額

17,704円

※年度の途中での申請の場合は、申請月以降の保険料について月割りで減免します。（ただし納期限が到来しているものは除く）

●財産の損失（震災・火災等の災害）及び収入が著しく減った（入院・失業等）場合

対象	財産の損失		収入の減少	
条件	世帯の前年の合計所得金額が600万円以下		次の2つの条件を満たす場合 ①収入が前年の合計所得と比較し、3割以上減少していること ②収入が生活保護基準額の120%以下となる月が3カ月以上続いていること	
減免割合	損失の程度	保険料の	収入が	減免後の金額
	7割以上	10割を減免	生活保護基準額未満の方	17,704円
	5～7割未満	7割を減免	生活保護基準額の120%未満の方	35,408円
	3～5割未満	5割を減免		
※ただし、当該要件に該当することとなった日以後の納期に係る保険料が減免の対象となります。				

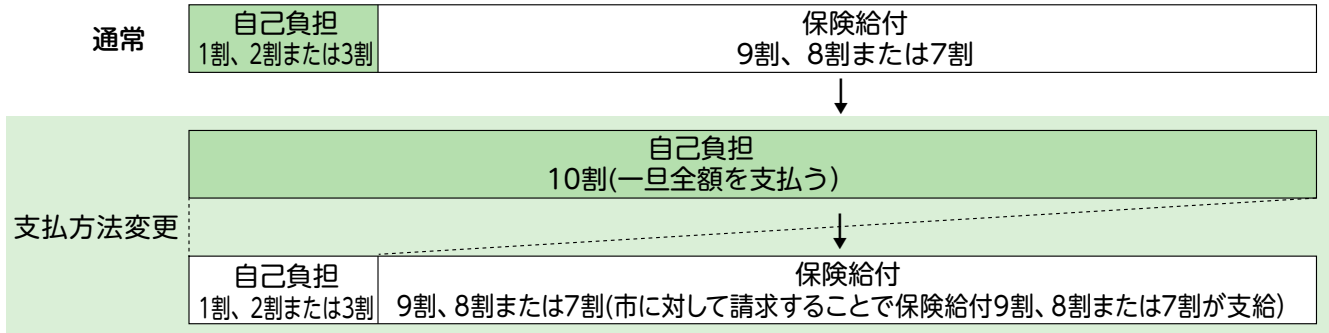
※東日本大震災の被災者の方は、介護保険料が減免される場合があります。該当すると思われる方は、介護保険課までお問い合わせください。

保険料を納めないでいると

特別な理由もないのに保険料を納めない状態が続くと、滞納処分が行われる場合や介護サービスを利用する際に、滞納していた期間に応じて給付が制限される場合があります。介護サービスが必要となった時のためにも、保険料はきちんと納めましょう。

1年以上滞納すると

サービス利用料をいったん全額自己負担し、市役所への申請手続きによりあとで保険給付分(9割、8割または7割)が支払われます

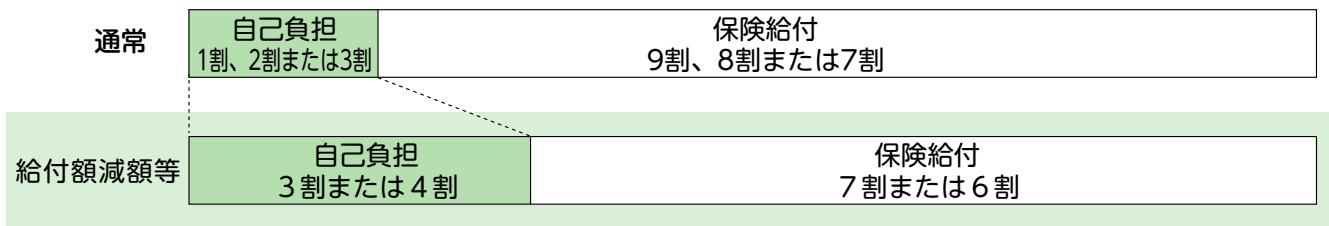


1年6ヶ月以上滞納すると

保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納保険料に充てられます。

2年以上滞納すると

自己負担が1割または2割から3割、もしくは3割から4割に引き上げられたり、高額介護サービス費(自己負担が一定額を超えた場合に市から支給)等が受けられなくなります。
例) 1ヵ月のサービス利用料20万円だった場合、自己負担が1割の場合には、通常であれば2万円の自己負担ですが、6万円の自己負担となってしまいます。



※災害などの特別な事情で一時的に保険料が納められなくなったときは、保険料の減額を受けられる場合もあります。保険料の納付が難しいときは、そのままにせず介護保険課(市役所本庁舎1階)までご相談ください。

介護サービスを利用するには、要介護(要支援)認定が必要です。

《要介護認定の申請方法》

- ①申請窓口……本人または家族が介護保険課の窓口で申請をします。本人または家族が申請に行けない場合には、成年後見人、地域包括支援センター、省令で定められた指定居宅介護支援事業者、介護保険施設などに申請を代行してもらうことができます。
- ②必要なもの…介護保険被保険者証、医療保険被保険者証(加入者)
- ③記入事項……申請書には住所、氏名等のほか、かかりつけの病院名と主治医の氏名を記入します。

《申請の結果、要支援、要介護と認定された方は、介護保険サービスを自己負担1割、2割または3割で利用することができます。》

ただし、介護保険料に未納があると、介護サービスを受ける際に給付に制限がかかる場合があります。

《介護保険で利用できるサービス》

介護保険サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービス、施設に通って受ける通所系サービス、施設に入所して受ける施設サービスのほか、住宅改修や福祉用具の貸与など生活する環境を整えるサービスがあります。詳細については介護保険課にお問い合わせください。

介護保険 Q&A

Q1 医療保険と一緒に介護保険料を納めているのに納付書が届きました。

A1 医療保険料と一緒に納めていただいているのは、65歳の誕生日の前日の属する月の前月までの保険料を1年間（納期）で均等に割った第2号被保険者介護保険料です。65歳になって届いた介護保険料の納付書は、65歳の誕生日の前日の属する月からの分です。2重に納めるということはありません。
【例】8月1日生まれの方の場合、7月31日が65歳の誕生日の前日となり、7月分からの介護保険料を納めていただきます。

Q2 65歳になったら納付書が届きました、年金から天引きにならないのですか？

A2 65歳になられてしばらくの間（半年から一年程度）は、納付書で納めていただきます。年金保険者（年金機構や共済組合）の手続きが完了し天引きが始まる時は、介護保険課から「特別徴収決定通知書」等をお送りします。それまでは納付書でお納めください。また65歳以上の方が会社で働いていても医療保険に上乗せされることはありません。

Q3 介護保険料は市県民税・所得税の社会保険料控除の対象になりますか？

A3 1月1日から12月31日までに納めた介護保険料は、その年分の確定申告または年末調整及び市・県民税申告の際に「社会保険料控除」の対象となります。申告にあたり、領収書や証明書などを添付する必要はありません。金額のみの記載で申告ができます。

Q4 介護保険料の納付確認はどのような方法がありますか？

A4 ◎特別徴収（年金天引き）で納めている
日本年金機構等から送付される「公的年金等の源泉徴収票」でご確認ください。
◎普通徴収（納付書もしくは口座振替）で納めている
・納付書で納めている場合は、納付した際の領収書でご確認ください。
・口座振替で納めている方は、通帳の引き落とし記載額をご確認ください。
*令和7年度より、介護保険料の納付済額を記載した社会保険料控除参考資料は、送付しません。
上記方法で確認できない場合は、介護保険課(046-260-5169)までお問い合わせください。

～令和7年1月2日以降に大和市に転入された方、他の自治体の住所地特例施設にご入所されている方、及び市民税が他の自治体で課税されている方について～

6月中旬にお送りする介護保険料決定通知書の作成時点において、令和6年中の所得等の情報が確認できない場合は、保険料段階が基準の第6段階となります。7月中旬にお送りする更正通知書にて保険料の段階が変更になる場合がありますので、ご確認ください。

お問い合わせは 大和市介護保険課

保険料に関することは……………保険管理係	☎046-260-5169
介護サービスの給付に関することは……………給付係	☎046-260-5168
介護サービスの苦情に関することは……………事業者指導係	☎046-260-5170
認定の申請等に関することは……………認定係	☎046-260-5623

介護保険のホームページ

大和市のホームページの中に「高齢者→介護保険→介護保険制度関係（介護保険料等）」などを開設しています。

大和市のホームページ <https://www.city.yamato.lg.jp/>